

町内の企業や事業主の皆さんへ

＝町民生活と地域経済を守る経済支援対策を実施します＝

令和元年度

朝日町商工業支援策
ガイドブック

令和元年5月

朝日町総合産業課

TEL 67-2113

◇朝日町工業製品等販路拡大事業

3 ページ

自社製品等の国内外企業との取引実現を図るため、山形県外で開催される商談会、見本市等への参加・出展する経費に対して、50%（上限50万円）を補助します。

◇朝日町企業の魅力アップ就業促進事業

4 ページ

求人活動を支援するため、県外で開催される就職セミナーへの出展、映像制作及びホームページ作成にかかる経費に対して補助します。

◇朝日町産業力向上社員等スキルアップ研修事業

5 ページ

農業、工業、商業、観光などの産業分野で、国際的視野や思考力を高め産業力向上につながる海外研修に対して、対象経費の50%以内（上限1人あたり15万円）を補助します。

社員等のスキルアップのため、中小企業大学校受講に対して、対象経費の50%以内（上限1人あたり10万円）を補助します。

◇朝日町商店街魅力創出チャレンジ事業

6 ページ

商店街における継続性のある魅力づくりや賑わいを創出する新たな取組を促進し、地域に根ざした商店街の機能充実を図るために実施する事業に対して補助します。

◇朝日町産業立地促進奨励金事業（拡充）

7 ページ

事業所を新設又は増設し町民を1人以上新規雇用する場合、その設備投資等に対して10%以内の事業所設置奨励金、新規雇用1人につき30万円以内の雇用奨励金を交付します。

設備投資額のうち、用地取得費（整地等造成費を含む）の30%以内の額及び用地賃借料3年分相当額以内の額の用地取得（賃借）費用奨励金を交付します。

◇朝日町商工業活性化支援資金利子補給金事業

8 ページ

事業所の整備や使用する設備等の整備のために必要な資金を確保するものに対して利子補給します。



朝日町工業製品等販路拡大事業

◇制度概要

自社製品等の国内外企業等との取引実現を図るために、山形県外で開催される商談会・見本市等への参加、出展にかかる経費に対して補助します。

◇補助対象企業等

町内で製造製品化をしている又は予定している町内企業等

◇補助対象経費

参加、出展にかかわる費用のうち、次の経費とします。

(交通費、宿泊費、輸送費、保険料、ブース出展料、
装飾費、機材借上料、通訳雇用費)



◇補助率

補助対象経費の1/2以内の額(限度額50万円)

各企業1回限りの補助となります。

◇補助金の交付申請

補助金を受けようとする企業等は、要綱で定める書類のほかに次の書類を提出してください。

- (1) 商談会・見本市等の案内書又はチラシ
- (2) 実績報告書提出時に経費関係の請求書又は領収書

朝日町企業の魅力アップ就業促進事業

◇制度概要

県内外在住者等に対する町内事業者の求人活動を支援するため、県内外で開催される就職セミナーへの出展、映像制作及びホームページ作成にかかる経費に対して補助します。



◇補助対象者等：町内に事業所を有する個人又は法人

◇補助対象経費・補助率

事業区分	補助対象経費	補助金の額
就職セミナー 出展事業	<ul style="list-style-type: none"> 出展に要する会場使用料（出展料及び出展小間料等を含む） 出展にかかる旅費 印刷製本費（就職セミナーの会場にて配布するものに限る。） 	補助対象経費の2分の1以内とし、一事業に対する補助金の上限額は、20万円とする。
映像制作事業	<ul style="list-style-type: none"> 制作委託料 	補助対象経費の3分の2以内とし、一事業に対する補助金の上限額は、20万円とする。
ホームページ 作成事業	<ul style="list-style-type: none"> 求人を目的としたホームページ作成費 	補助対象経費の2分の1以内とし、一事業に対する補助金の上限額は、20万円とする。

◇補助金の交付申請

補助金を受けようとする方は、要綱で定める書類を提出してください。

◇補足

- 1 就職セミナーは、当該出展者以外の者（当該出展者が構成員に含まれる事業者組合等を含む。）によって運営されるものとする。
- 2 映像制作は、事業者が、求人活動のために自社の紹介を主な目的とし、制作するものとする。
- 3 同一対象者に対する補助は、各年度において就職セミナー出展事業、映像制作事業及びホームページ作成事業それぞれ1回限りとする。ただし、ホームページ作成事業においては、同一補助事業主に対する補助回数は年度や内容にかかわらず1回限りとする。

朝日町産業力向上社員等スキルアップ研修事業

◇制度概要

- ①農業、工業、商業、観光などの産業分野において、産業力向上に資する人材育成のための海外研修に対して補助します。
- ②社員等のスキルアップのため、中小企業大学校受講に対して補助します。

◇補助対象者等

町内において3年以上同一職種で働いている者
又は、町内において5年以上営業している企業



◇補助対象経費

- ①海外研修にかかる費用のうち、次の経費とします。
(交通費、宿泊費、通訳雇用費)
- ②中小企業大学校受講料及び旅費、宿泊費

◇補助率

- ①補助対象経費の1/2以内の額 (限度額1人あたり15万円)
- ②補助対象経費の1/2以内の額 (限度額1人あたり10万円)

◇補助金の交付申請

補助金を受けようとする方は、要綱で定める書類のほかに次の書類を提出してください。

- (1) 見積書 (旅程表を含む)
- (2) 企業等からの研修承認書

朝日町商店街魅力創出チャレンジ事業

◇制度概要

商店街における継続性のある魅力づくりや賑わいを創出する新たな取組を促進し、地域に根ざした商店街の機能充実を図るため、下記の事業に対し補助します。

◇補助対象経費・補助率

事業名	対象経費	補助率	補助限度額 (1件あたり)
商店街連携 事業	消費者の利便性向上や商店街の魅力向上に向けて、商店街が連携して取り組む経費	1 / 2 以内	15万円
個店活性化 事業	第三者からの企画(アドバイス)による店内ディスプレイの改善に要する経費	1 / 3 以内	10万円
	消費者モニターを募集しての試食会、アンケート調査に要する経費	2 / 3 以内	5万円
	住民参加型の催事に要する経費 (例：米粉ピザづくり教室等)	2 / 3 以内	3万円
個店連携 支援事業	各個店への誘客を図るため、個店同士が連携して取り組む事業に要する経費	2 / 3 以内	20万円
旅館飲食業 活性化事業	旅館飲食業に係る団体やグループ等が行う情報発信及び集客事業に関する経費（パンフレット等の作成、スタンプラリー等の実施）	2 / 3 以内	20万円
観光拠点施設 等連携実験 事業	観光拠点施設等から各個店への誘客を図るため、観光拠点施設等と各個店（複数可）等が連携して取り組む事業に要する経費 (例：道の駅で買物すると、各個店で使用できるサービス券の発行等)	9 / 10 以内	10万円

◇補助金の交付申請

補助金を受けようとする方は、要綱で定める書類を提出してください。

朝日町産業立地奨励金事業（拡充）

◇制度概要

町内に事業所を新設又は増設し、さらに町民を1人以上正規に新規雇用した事業主に対して、奨励金を交付します。



◇補助対象

区分		工業（製造業・建設業等）	商業・サービス業等
町内に工場等の新設又は増設する事業主	【指定要件1】 全ての事業主	設備投資額1,000万円以上で町民1人以上新規雇用	設備投資額500万円以上で町民1人以上新規雇用
	【指定要件2】 町内に事業所がある事業主	設備投資額500万円以上で町民1人以上新規雇用	設備投資額300万円以上で町民1人以上新規雇用

◇奨励金

①事業所設置奨励金

工場等の新設又は増設に係る設備投資額の10%以内で、1,000万円を上限。ただし、指定要件2の設備投資の場合は500万円を上限とします。

②雇用奨励金

新規雇用者1人につき30万円。

③用地取得（賃借）費用奨励金

設備投資額のうち、用地取得費（整地等造成費を含む）の30%以内の額及び用地賃借料3年分相当額以内の額で、3,000万円を上限とします。

◇補助金の申請

補助金を受けようとする事業主は、事業に着手する前に町で定めた申請書（指定事業者申請書）を提出する必要があります。

また、上記①・②の奨励金は事業を開始してから1年を経過した日から30日以内に、③の奨励金は取得造成した用地に事業所の工事を着工した日から30日以内に交付申請書を提出する必要があります。

朝日町商工業活性化支援資金利子補給金事業

◇制度概要

事業所の整備や使用する設備等の整備のために、必要な資金を確保する事業所に対して利子補給します。

◇補助対象

山形県商工業振興資金融資制度要綱に基づき、下記の資金貸付けを受けた事業所です。

①町内に事業所の整備や使用する設備等を整備した事業所

資金名	補助率	利子補給期間
地域産業振興特別資金	利子の2分の1以内	融資を受けた日から5年以内
事業承継支援資金		
産業活性化支援資金		
開業支援資金		

◇補助金の申請

補助金を受けようとする事業主は、3月10日までに次の申請書を提出する必要があります。

- (1) 朝日町商工業活性化支援資金利子補給金交付申請書（様式第1号）
- (2) 朝日町商工業活性化支援資金元利償還証明書（様式第3号）

